

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成23年7月28日(2011.7.28)

【公表番号】特表2010-531351(P2010-531351A)

【公表日】平成22年9月24日(2010.9.24)

【年通号数】公開・登録公報2010-038

【出願番号】特願2010-514661(P2010-514661)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/7072 (2006.01)

A 6 1 P 25/00 (2006.01)

A 6 1 K 47/24 (2006.01)

A 6 1 K 47/18 (2006.01)

A 6 1 K 47/22 (2006.01)

A 6 1 K 47/02 (2006.01)

A 6 1 K 47/36 (2006.01)

A 6 1 K 31/202 (2006.01)

A 6 1 K 31/232 (2006.01)

A 6 1 K 9/08 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/7072

A 6 1 P 25/00

A 6 1 K 47/24

A 6 1 K 47/18

A 6 1 K 47/22

A 6 1 K 47/02

A 6 1 K 47/36

A 6 1 K 31/202

A 6 1 K 31/232

A 6 1 K 9/08

【手続補正書】

【提出日】平成23年6月7日(2011.6.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

a . ウリジン又はウリジンリン酸、並びに

b . ドコサヘキサエン酸及び/又はエイコサペンタエン酸

を含み、(i)遅延再生機能の改善、並びに/又は(ii)被験者の遅延再生機能障害の治療及び/若しくは予防を目的とする組成物であって、被験者に経腸的に投与する、上記組成物。

【請求項2】

前記被験者のミニメンタルスケート検査が24~26点である、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

a . ウリジン又はウリジンリン酸、並びに

b . ドコサヘキサエン酸及び／又はエイコサペンタエン酸

を含み、ミニメンタルステート検査が24又は25点である被験者において、記憶力の改善、及び／又は記憶機能障害の治療若しくは予防における使用を目的とする組成物であって、被験者に経腸的に投与する、上記組成物。

【請求項4】

リン脂質、コリン、ビタミンE、ビタミンC、セレン、ビタミンB12、ビタミンB6及び葉酸を含む、請求項1から3までのいずれか一項に記載の組成物。

【請求項5】

少なくとも3週間の期間にわたり、被験者に少なくとも1日に1回、経腸的に投与される、請求項1から4までのいずれか一項に記載の組成物。

【請求項6】

1日の投与単位当たりのウリジンをウリジンーリン酸として計算して0.1～2g、並びに1日の投与単位当たりのDHA及びEPAを合計で400～5000mg含む、請求項1から5までのいずれか一項に記載の組成物。

【請求項7】

100ml当たり可消化炭水化物を1から50グラムの間、100ml当たりタンパク質を0.5～1.0g、並びに0.2及び3kcal/ml含む、請求項1から6までのいずれか一項に記載の組成物。

【請求項8】

液体生成物であり、20°で 100 s^{-1} の剪断速度で測定した場合、1から100mPa.sの間の粘度を有する、請求項1から7までのいずれか一項に記載の組成物。

【請求項9】

(i) 遅延再生機能の改善、並びに／又は(ii)被験者の遅延再生機能障害の治療及び／若しくは予防をするための組成物の製造における、

a . ウリジン又はウリジンリン酸、並びに

b . ドコサヘキサエン酸及び／又はエイコサペンタエン酸

を含む組成物の使用であって、被験者に経腸的に投与する該組成物の、上記使用。

【請求項10】

前記被験者のミニメンタルステート検査が24～26点である、請求項9に記載の使用。

【請求項11】

ミニメンタルステート検査が24又は25点の被験者において、記憶力の改善、及び／又は記憶機能障害の治療若しくは予防をするための組成物の製造における、

a . ウリジン又はウリジンリン酸、並びに

b . ドコサヘキサエン酸及び／又はエイコサペンタエン酸

を含む組成物の使用であって、被験者に経腸的に投与する該組成物の、上記使用。